

公印省略

27工第1695号
平成27年11月2日

高压ガス施設の管理者 殿

福岡県商工部工業保安課長

生活関連等施設の安全確保について（通知）

このことについて、別添のとおり国民保護法を所管する総務部防災危機管理局防災企画課長から通知がありましたので、「生活関連等施設の安全確保の留意点（平成27年4月）」を留意の上、適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

送付資料

- ・「生活関連等施設の安全確保の留意点（平成27年4月）」抜粋
- ・参考法令等

担当連絡先 工業保安課 安永、下竹 電話：092-643-3439

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 4 号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）

平成27年4月
経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガス貯蔵所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）

2. 施設の特徴

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設に関する法令等

○ 国民保護法（抜粋）

（生活関連等施設の安全確保）

第102条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2 （略）

3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連等施設のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない。

4 第1項若しくは第2項の規定による要請に応じて必要な措置を講じようとする生活関連等施設の管理者又は前項の規定により必要な措置を講じようとする指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長等は、都道府県警察、消防機関（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条各号に掲げる機関をいう。第119条第3項及び第4項において同じ。）その他の行政機関に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全の確保のため必要な支援を求めることができる。

5～8 （略）

（危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止）

第103条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの（以下この条及び第107条において「危険物質等」という。）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者（次項及び第4項において「危険物質等の取扱者」という。）に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求めることができる。

3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべき

ことを命ずることができる。

- 一 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 - 二 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 - 三 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
- 4 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、前項の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。
- 5 前各項の規定は、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するときについて準用する。

○ 国民保護法施行令

(生活関連等施設)

第27条 法第102条第1項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

- 1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号の電気事業者又は同項第12号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力5万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧10万ボルト以上のものに限る。）
- 2 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。）
- 3 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
- 4 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項の鉄道施設又は軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの
- 5 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号の電気通信事業者（同法第9条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第33条第1項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数に3万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数に3万に満たないものを除く。）
- 6 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成14年法律第156条）第3条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第2条第15号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が行う放送法第2条第4号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第20号の放送局をいう。以下この号において同じ。）であって、同法第91条第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から同法第2条第1号の放送をされる同条第28号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備
- 7 港湾法（昭和25年法律第218号）第52条第1項第1号の国土交通省令で定める係留施設又は同項第2号の国土交通省令で定める水域施設若しくは係留施設
- 8 空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項各号に掲げる空港及び同法第5条第1項に規定する地方管理空港（以下この号において「空港等」という。）の同法第6条第1項の滑走路等及び空

- 港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項の航空保安施設
- 9 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2章の規定の適用を受けるダム
- 10 法第103条第1項の危険物質等の取扱所

（危険物質等）

第28条 法第103条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。

- 1 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）
- 2 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）
- 3 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類
- 4 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）
- 5 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条第1項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）
- 6 原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）
- 7 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素及び同法第1条に規定する放射性汚染物（同法第32条に規定する許可届出使用者等（同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）
- 8 医薬品医療機器等法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）
- 9 電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）
- 10 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）
- 11 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項の毒性物質（同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで（同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。）又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

○ 国民の保護に関する基本指針（抜粋）

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の安全確保

① 平素からの備え

- 生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設の種類ごとに、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。この場合において、消防庁、警察庁及び海上保安庁は、生活関連等施設の所管省庁に対し、生活関連等施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を助言するものとする。消防庁は、都道府県知事に対し、施設の安全確保の留意点を通知するものとする。
- 都道府県知事は、その国民保護計画で定めるところにより、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び施設の安全確保の留意点を通知するとともに、都道府県公安委員会及び海上保安部長等と協力して、施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網の構築に努めるものとする。

○福岡県国民保護計画（抜粋）

第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特に配慮を行う必要があるため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

- ・ 施設の種類
- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 管理者名
- ・ 連絡先
- ・ 危険物質等の内容物
- ・ 施設の規模

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省

6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省
7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
8号	毒劇物（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
11号	毒性物質	経済産業省

※ 記載事項については、公開することにより支障が生じないよう配慮するものとする。

(2) 県警察本部長及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察本部長及び海上保安部長等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察本部長及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

また、海上保安部等も同様の助言を行うこととされている。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。